

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの方(所得税の申告の必要がない方も含む)も、平成26年1月から同様に必要となります。

問い合わせ

大田原税務署個人課税部門
TEL (23) 3115

※自動音声案内の「2」をお選びください。

**あなたの税が未来を拓く
市町村税徴収強化月間
2012冬**

県下一斉の取り組み

納税の公平と税収の確保を図るため、11月と12月を「市町村税徴収強化月間2012冬」として、栃木県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

一人ひとりが大田原市を支える

皆さんが納めた税金が市の行政サービスを支えています。納税しな

自主的な納付

納税は自主納付が原則です。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売など)をしなければなりません。財産差押のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

「大田原市では税収確保に向け次の取り組みを行っています」

- 納税相談 市税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
- 納税催告 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、勤務先訪問を行います。
- 財産調査 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対し調査を行います。
- 給与調査 滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。
- 差押処分 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車や財産などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取り立てを行います。

問い合わせ B 1階
収納対策課徴収対策係
TEL (23) 8703

**事業主の皆さまへ
給与所得者の市県民税は「特別徴収」で**

市では、栃木県の協力を得て、個人市県民税の「特別徴収」の徹底を図っています。「特別徴収」とは、給与所得者の個人市県民税について、給与支払者(事業者)が毎月給与の支払いをする際に税額を徴収して、一括して市町村に納入する制度です。

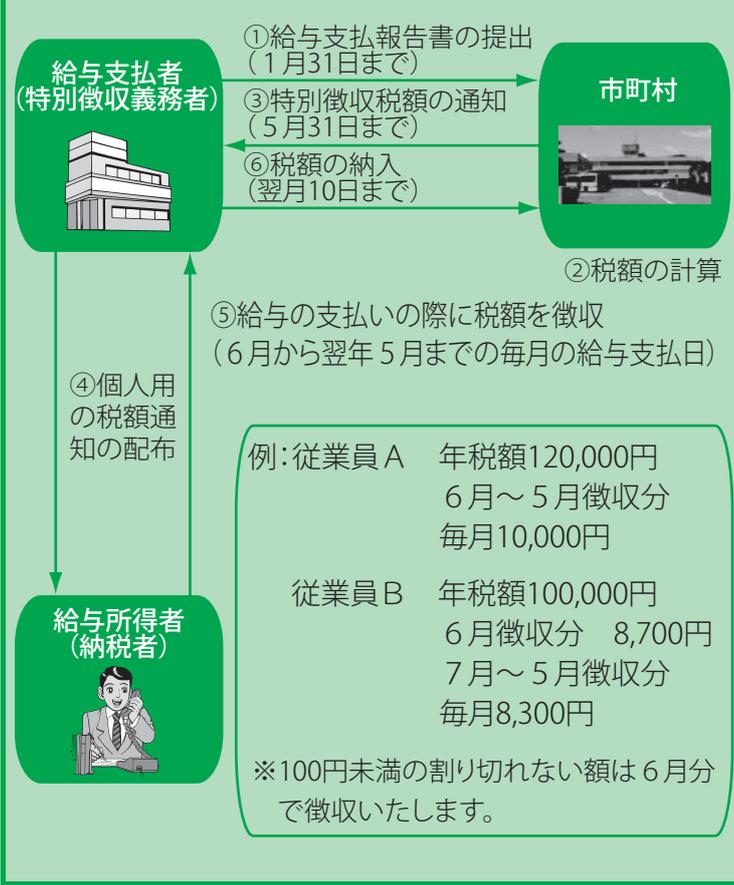
従業員の所得税は毎月の給与から源泉徴収をしていますが、個人市県民税は徴収していないということはありません。

このような給与支払者(事業者)の方は、原則として個人市県民税の特別徴収をしていただくこととなります。手続きについては、税務課市民係にご相談ください。

なお、特別徴収の制度は、地方税法に定められています。個人市県民税の特別徴収の流れは、次のとおりです。

問い合わせ B 1階
税務課市民係
TEL (23) 8725

【特別徴収の流れ】



例:従業員A	年税額120,000円
	6月～5月徴収分 毎月10,000円
従業員B	年税額100,000円
	6月徴収分 8,700円
	7月～5月徴収分 毎月8,300円

※100円未満の割り切れない額は6月分で徴収いたします。